

令和3年経済センサス - 活動調査
調査票の記入のしかた
【05】調査票（卸売業、小売業）



調査票に記入する前に、本書をよくお読みください。

- ◆この調査は、インターネットで回答することができます。
- ◆インターネットで回答する方法は、同封の『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。
- ◆調査票には、事業所の名称・電話番号・所在地などが、あらかじめ印字されている場合があります。これらは、回答負担を少しでも軽くするため、令和元年度に実施した「経済センサス - 基礎調査」等の結果をもとに印字したものです。
- ◆調査票に記入いただいた内容について、後日、おたずねする場合がありますので、14・15ページの下書き用調査票を控えとして保管しておいてください。

記入上の
注 意 点

- 調査票には、**黒色のペン又はボールペン**で濃く・はっきりと記入してください。（摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください。）
- 記入した内容を訂正する場合は、二重線で消して修正してください。

調査票を記入する際に参照するページは、以下のとおりです。

第1面

第2面

総 務 省
経済産業省

◆コールセンターについては、裏表紙をご覧ください。

- 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

記入上の注意

「通称名」欄には屋号などを記入してください。
フランチャイズ・チェーン店の場合には、チェーン店の名称及び店舗名を記入してください。

調査票記入者の連絡先

記入いただいた内容について、後日おたずねする場合がありますので、この調査票を記入される方の氏名及び電話番号を記入してください。

フリガナ 入者氏名	トウケイ ツヨシ	フリガナ 正式名称	トウケイショウテン	フリガナ 正式名称	ショップトウケイ
電話番号	(03) 9876-4322 (内線: 9876)	市町村コード	131104	調査区番号	004800386
1 名称及び電話番号					
●印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。 ●「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。 ●「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。 ●「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。					
2 所在地					
●印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。 ●他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。					
3 この場所での事業所の開設時期					
●印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。 ●「〇」の印字がない場合は、この場所での事業を始めた時期の番号を〇で囲んでください。					
4 この事業所の従業員数					
●6月1日現在の従業員数を記入してください。					
5 この事業所の主な事業の内容					
●調査票の記入のしかたを参照して、できるだけ詳しく記入してください。 ※印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。					
6 経営組織					
●経営組織の〇印字の内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。〇印字のない場合は、該当する番号を〇で囲んでください。 ●会社以外の法人：財団・社団法人・学校・宗教・医療法人・協賛組合・労働組合等					
7 法人番号					
●指定されている法人番号13桁を記入してください。 ●不明な場合、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト（国税庁法人番号公表ウェブサイト）により確認できます。					

13桁の法人番号を記入してください。
マイナンバー（個人番号）は絶対に記入しないでください。

5 この事業所の主な事業の内容

- あらかじめ印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、下記の記入例を参考にし、具体的に記入してください。
- 「(1) 主な事業の内容」の記入に当たっては、複数の事業を行っている場合は、令和2年1月から12月までの1年間の収入金額又は販売金額の最も多い事業を記入してください。
- 「(2) 生産品、取扱商品又は営業種目」の記入に当たっては、収入金額又は販売金額の多い順に記入してください。
- 8 欄「この事業所の単独事業所・本所・支所の別等」の企業全体の主な事業の内容についても下記の記入例を参考にし、具体的に記入してください。

【記入例1】自動車部品の卸売を行っていた事業所が、主に自動車部品の製造を行う事業所となった場合

自動車部品の卸売	自動車部品の製造
①	トランスミッション
②	
③	

【記入例2】調理済みの料理品の小売であった事業所が、主にパンの製造小売を行う事業所となった場合

惣菜の小売(調理済み)	パンの製造小売
①	からあげ 天然酵母パン
②	調理パン(サンド)
③	果実飲料

1 名称及び電話番号

- 名称は、略称ではなく**正式名称**（登記上の名称）を記入してください。

2 所在地

- 登記上の所在地ではなく、**実際に事業を行っている所在地**を記入してください。

3 この場所での事業所の開設時期

- 会社や企業の創業時期ではなく、**この事業所が現在の場所で事業を始めた時期**を〇で囲んでください。
- 以下の場合は、**その時期を開設時期**としてください。
- 個人経営の事業所が株式会社になるなど、経営組織を変更した場合
 - 法人が新設（対等）合併した場合
 - 法人が分割により設立された場合
 - この事業所が事業譲渡や吸収合併により別法人の所有となった場合

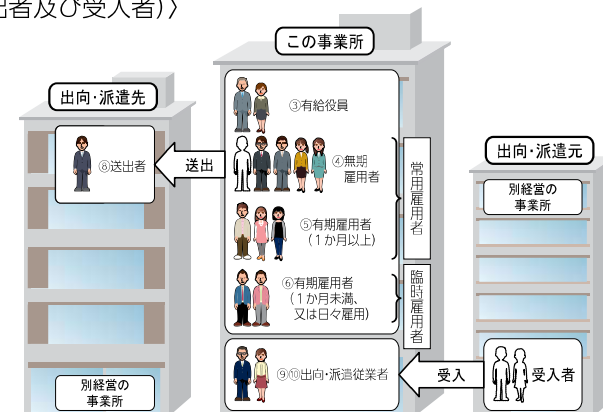
4 この事業所の従業員数

- 令和3年6月1日現在で、「(1) この事業所に所属する従業員数」について、下記を参考に各区分の該当する欄に記入するとともに、「⑦合計」欄に記入してください。
- また、「⑧送出者」欄及び「(2) 受入者」欄については、下の図〈事業所の従業員数の説明〉を参考にしてください。

(1) この事業所に所属する従業員数	①個人業主	○個人が共同で事業を行っている場合は、そのうちの一人を個人業主とし、他の人は「④無期雇用者」としてください。
	②個人業主の家族で無給の人	○個人業主の家族で、賃金や給与を受けずに、常時従事している人 × 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている人は、「常用雇用者」としてください。
	③有給役員	○法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている人 × 無給役員は従業員には該当しません。 ○他の法人の役員を兼ねている場合であっても、この法人が役員報酬を支給している場合は、この法人の有給役員に該当します。
	常用雇用者	④無期雇用者 ○雇用契約期間を定めずに雇用している人（定年まで雇用される場合を含む。）
		⑤有期雇用者（1か月以上） ○1か月以上の期間を定めて雇用している人
	臨時雇用者	⑥有期雇用者（1か月未満、日々雇用） ○1か月未満の期間を定めて雇用している人又は日々雇用している人
		⑦合計 ○「⑨出向」又は「⑩派遣」の受入者のみの場合は「0」と記入してください。
	⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	○労働者派遣法という派遣労働者のほかに、在籍出向などこの事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人
(2) 受入者	⑨出向	○在籍出向など出向元に籍を置いたまま、この事業所で働いている人
	⑩派遣	○労働者派遣法という派遣労働者で、この事業所で働いている人 × 別経営の事業所から業務請負により、この事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含まれません。（別経営の事業所の従業員となります。）

※「④無期雇用者」～「⑥有期雇用者（1か月未満、日々雇用）」は、正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず、雇用契約期間の定めに応じて記入してください。

〈事業所の従業員数の説明（送出者及び受入者）〉



- 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等			
(1) 単独事業所・本所・支所の別			
● 〇囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。〇囲みの印字がない場合は、該当する番号を〇で囲んでください。			
● フランチャイズ・チェーン（ＦＣ）加盟店についてはＦＣ本部とは独立した組織となるため、ＦＣ本部の支所とはなりません。			
① 単独事業所		② 本所・本社・本店	
〔他の場所に支所・支社・支店を持たない事業所。〕		〔他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統括する事業所。また、海外のみに支所等を持ち、それらを統括する場合も含めます。〕	
③ 支所・支社・支店		〔他の場所にある本所等の統括を受けている事業所。〕	
(2) 企業全体の常用雇用者数及び支所等数		(4) 本所等の正式名称・所在地等	
● 常用雇用者とは、無期雇用者と有期雇用者（１か月以上）の合計数です。		● 「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。	
● 工場、営業所などや従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。		● 屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。	
(3) 企業全体の主な事業の内容		フリガナ	
● 「調査票の記入のしかた」２ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。		本所等の正式名称	
主な事業の内容		本所等の通称名	
生産品、取扱商品又は営業種目		本所等の電話番号（代表）（ ）－	
①		本所等の所在地	
②		〒	
③			

⑨欄にお進みください。⑩欄②～⑧、⑫～⑯欄及び第２面の⑱～㉔欄は記入不要です。

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別	
● 選択した記入方法を〇で囲んでください。	
① 税込み	② 税抜き
10 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目	
● 令和２年１月から１２月までの１年間の売上（収入）金額及び費用総額等について記入してください（この期間で記入できない場合は、令和２年を最も多く含む決算期間について記入してください）。(万円未満四捨五入)	
● ⑩欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。	
● 「①売上（収入）金額」：経常収益を記入	
● 「②費用総額」：経常費用を記入	
● 「③うち売上原価」：記入不要	
● 「主な費用項目」：各欄に記入	
11 事業別売上（収入）金額	
● 記入に当たっては、『調査票の記入のしかた』６ページを参照してください。	
● ⑩欄「①売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入)	
● 金額で記入できない場合は、⑩欄「①売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)	
● ⑩欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。	
事業別内訳	
① 農業、林業、漁業の収入	
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入	
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額	
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）	
⑤ 小売の商品販売額	
⑥ 建設事業の収入（完成工事高）	
⑦ 不動産事業の収入	
⑧ 物品賃貸事業の収入	
⑨ 飲食サービス事業の収入	
⑩ 医療、福祉事業の収入	
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入	
⑫ 運輸、郵便事業の収入	
⑬ 金融、保険事業の収入	
⑭ 宿泊事業の収入	
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入	
⑯ 教育、学習支援事業の収入	
⑰ 情報通信事業の収入	
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入	
⑲ 上記以外のサービス事業の収入	
合計	
⑩欄①の売上（収入）金額	

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- ⑩欄以降はできる限り「1 税込み」で記入してください。ただし、税込み記入できない場合は「2 税抜き」で記入してください。

- 「11 事業別売上（収入）金額」の説明は、６ページを参照してください。

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

1. 単独事業所

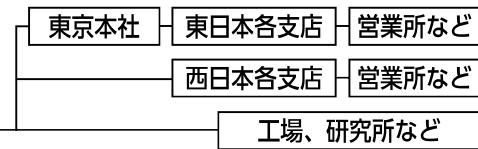
- ・他の場所に、同一経営の本所や支所等を持たない1企業又は1組織で1事業所の場合は、「単独事業所」となります。

2. 本所・本社・本店

- ・他の場所に、同一経営の支所等があって、経営主体全体を統括する事業所は、「本所・本社・本店」となります。
- ・1企業に「本所・本社・本店」は一つだけです。本社が2か所以上に分かれている場合は、代表者のいる事業所を「本所・本社・本店」とし、それ以外を「支所・支社・支店」とします。

3. 支所・支社・支店

- ・「本所・本社・本店」等から統括を受けている事業所は、「支所・支社・支店」となります。
- ・下の例のように名称に本社とあっても、他の事業所から統括を受けていれば、「支所・支社・支店」となります。



記入上の注意

- フランチャイズ・チェーン店の場合、フランチャイズ・チェーンの本部は別経営の事業所であり、チェーン加盟店の「本所・本社・本店」ではありません。ただし、直営店の場合はフランチャイズ・チェーンの本部が「本所・本社・本店」となります。
- 親会社は「本所・本社・本店」ではありません。

- 単独事業所から本所・本社・本店に変更となった場合は、(2)及び(3)を記入してください。また、「9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別」以降については企業全体について記入してください。
- 「(3) 企業全体の主な事業の内容」は、２ページの「5 この事業所の主な事業の内容」を参考にして、具体的に記入してください。
- 本所等の正式名称・所在地等（支所・支社・支店のみ記入）
- ・本所等の正式名称は、法人名（会社名等）と事業所名（店舗名等）を記入してください。
- ・所在地等は、ビルなどの中にある事業所の場合は、そのビルの名称と入居している階まで記入してください。
- 他の事業所の構内にある場合は、「〇〇構内」（〇〇は入居先の法人名と事業所名）と記入してください。

10 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目

- 令和２年１月から１２月までの１年間について記入してください。
- ※令和２年１月から１２月までの１年間で記入できない場合は、令和２年を最も多く含む決算期間について記入してください。
- ※営業期間が１年に満たない場合であっても記入してください。
- この項目は、「損益計算書」をもとに記入してください。(各項目の内容は、下表を参照してください。)
- ※会社以外の法人については「正味財産増減計算書」、「事業活動収支計算書」などをもとに記入してください。
- なお、別途「損益計算書」を作成している場合は、「損益計算書」の該当金額も含めて記入してください。

項目	会社	会社以外の法人
①売上（収入）金額	・商品等の販売額又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などを記入してください。	・経常収益を記入してください。
②費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）	・売上（収入）金額に対応する費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）を記入してください。	・経常費用を記入してください。
③うち売上原価	・費用総額のうち売上原価について記入してください。	・記入不要です。
④給与総額	・役員（非常勤を含む）及び従業員（臨時雇用者を含む）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、役員賞与（賞与引当金繰入額を含む）、労務費、給与、賞与（賞与引当金繰入額を含む）、手当、賃金等）の総額を記入してください。	・別経営の事業所に向向・派遣している従業員に支給している給与を含めます。
⑤福利厚生費（退職金を含む）	・会社負担の法定福利費（厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法等によるもの）、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額を記入してください。	
⑥動産・不動産賃借料	・土地、建物、機械等の賃借料の総額を記入してください。	・経理上売買扱いとなっているリース支払額は含めません。
⑦減価償却費	・固定資産に係る減価償却費を記入してください。「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の合計になります。	
⑧租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）	・営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。	・収入課税の事業税（電気業、ガス業、保険業）はここに含めます。
	・税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含めます。	・法人税、住民税、所得課税の事業税は含めません。

記入上の注意

- 12 ～ 16 欄は、単独事業所及び本所・本社・本店のみ記入してください。
- 15 ・ 16 欄は、単独事業所及び本所・本社・本店のうち、会社のみ記入してください。
- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。
- 11 欄の「事業別内訳」欄の右端に◆印が印字されているものは、「5 この事業所の主な事業の内容」欄に印字されている事業内容の該当する欄となります。なお、複数の分野にわたる事業を行っている場合は、◆印の内訳だけでなく、該当するそれぞれの事業欄について、金額を記入してください。

11 事業別売上（収入）金額

●以下の例示を参考に、10 欄「①売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。

① 農業、林業、漁業の収入（動植物の飼育・栽培、林木の育成・林産物の採取、水産動植物の採取・採捕を行う事業の収入）
○ 農業に直接関係するサービス業務（農作業の受託、庭園造り、花壇の手入れ、農作物の害虫駆除など）
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額
○ 自己の製造した製品の出荷額
○ 製造事業所が他（国内事業所）に原材料を支給し製造させた委託生産品の出荷額
○ 発注元から支給を受けた原材料を加工することにより受け取った収入（製造品の加工賃収入）
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）
○ 他の者から購入した（仕入れた）商品を、その性質や形状を変えないで小売事業所、他の卸売事業所や他産業の事業所に販売した場合の販売額
○ 他の事業所のために、卸売業の商品売買の代理行為や仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行った場合に、その取引の代理、仲立行為から得た手数料
○ 自ら製造を行わず、自己の所有する原材料を下請け工場などに支給して製品を作らせ、これを自己の名称で販売した場合の収入
○ パチンコ景品交換所が、卸売事業者等に特殊景品を販売した場合の販売額
⑤ 小売の商品販売額
○ 仕入れた商品又は製造した商品を、主として家庭用消費者に販売した場合の販売額
○ この事業所内で製造した商品をこの事業所内で直接個人又は家庭用消費者に販売した場合の販売額（菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として個人用又は家庭用消費のためにその場で直接販売）
× 自ら製造したものを店舗によらず、インターネット等を用いて販売した場合の販売額 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
× 販売商品に関する修理料、修理を専業としている場合の収入 ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」
× 再販業者への販売額 ⇒ 「④卸売の商品販売額」
⑦ 不動産事業の収入（土地、建物の売買・賃貸・管理を行う事業の収入）
○ 不動産賃貸・管理（土地、貸事務所、貸倉庫、貸会議室、貸家、駐車場など）
⑧ 物品賃貸事業の収入（物品を賃貸する事業の収入）
○ リース、レンタル事業（産業用機械器具、事務用機械、自動車、娯楽用品、映画・演劇用品、音楽・映像記録物、貸衣装、福祉用具など）
⑨ 飲食サービス事業の収入（注文に応じて調理した飲食料品を提供する事業の収入）
○ 注文に応じて調理した料理品の販売（持ち帰りすし、持ち帰り弁当など）
× 調理済みの飲食料品の販売 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」
⑩ 医療、福祉事業の収入
× 調剤薬局の医薬品販売 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入（各エネルギーの供給などを行う事業の収入）
○ 自家発電の電力販売、導管によるガス供給、熱供給
⑫ 運輸、郵便事業の収入
○ 鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業
○ 倉庫業（普通倉庫、水面木材倉庫、冷蔵倉庫、冷蔵保管料収入を含む）
○ 運輸に附帯するサービス（港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店・宅配の取次ぎ、梱包業、運輸施設提供業、水先業、検数・検量業など）
× 手荷物、自転車等の一時的な物品預り ⇒ 「⑫生活関連サービス、娯楽事業の収入」
⑬ 金融、保険事業の収入
○ 銀行業、協同組織金融業、貸金業、質屋、クレジットカード業、その他非預金信用機関
○ 保険業（保険代理業、損害査定業を含む）
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入
○ DPE（現像・焼付・引伸）の取次ぎにより取引先の業者から受け取る手数料
○ 洗濯・理容・美容・浴場事業（リネンサプライ、エステティック、コインランドリーなどを含む）
⑰ 情報通信事業の収入（情報の制作、加工、伝達、処理、提供、インターネットに附随したサービスの提供を行う事業の収入）
○ 通信に附帯するサービス（携帯電話の契約、解約に関する手数料など）
○ ソフトウェア事業（受注ソフトウェア開発、パッケージソフトウェア開発など）
○ 情報処理サービス（データエントリー、受託計算サービス、システム等管理運営受託など）
○ 各種調査（市場調査、世論調査など）
○ ポータルサイト・サーバ運営業務（インターネット・ショッピング・サイト運営業務を含む）
○ ウェブコンテンツ配信（映像、音楽、ゲームソフト配信など）
× 携帯電話の販売代金 ⇒ 「④卸売の商品販売額」又は「⑤小売の商品販売額」
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入
○ 経営コンサルタント事業

- 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

12 設備投資の有無及び取得額	① 設備投資を行った		② 設備投資を行わなかった		※ 有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含めます。※ 取得額（減価償却前の額）を記入してください。（万円未満四捨五入）
	千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円				
	有形固定資産（土地を除く）		1 0 0 0,000		
	無形固定資産（ソフトウェアのみ）		5 0 0,000		
13 自家用自動車の保有台数	(1) 貨物自動車		(2) 乗用自動車		(3) バス
業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください（リースで借りている車両も含めます）。		0 台	1 台		0 台
14 土地・建物の所有の有無	土地 ① ある ② ない		建物 ① ある ② ない		
※ 借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含めません。					
15 資本金等の額及び外国資本比率	(1) 資本金又は出資金、基金の額を記入してください。				(2) うち外国資本比率を記入してください。
	千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円				(万円未満四捨五入)
印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。		1 0 0 0,000		0 0 % (小数点第2位四捨五入)	
16 決算月	※ 本決算月を記入してください。年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。				
印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。		2 月 (月)			

12 設備投資の有無及び取得額

- 「有形固定資産（土地を除く）」には、令和2年1月から12月までの1年間に土地を除く有形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
 - ・有形固定資産とは、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、建設仮勘定、耐用年数が1年以上の工具、器具、備品及びこれらのリース資産（売買取引と同様の会計処理をしたもの）をいいます。
 - ・建設仮勘定から振替によって計上した固定資産額は含めません。
- 「無形固定資産（ソフトウェアのみ）」には、令和2年1月から12月までの1年間のソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
- 固定資産に計上したリース物件のうち、令和2年1月から12月までの1年間に新たに契約した物件を含めます。
- 以下については、設備投資に含めません。
 - ・建物、構築物等の取得額に含まれる土地の取得又は改良費用
 - ・店舗併用住宅の居住用部分
 - ・中古品

13 自家用自動車の保有台数

- 自家用自動車（いわゆる白ナンバー（軽自動車を含む。））のうち、業務に使用する自動車について、以下の種類ごとの台数を記入してください。マイカー通勤、レジャー等のみに使用している自動車や輸送目的で使用していない建設・工事機械等の自動車は含めません。
【自動車の種類】
 - 貨物自動車：貨物の輸送に使用する自動車をいいます。
人員輸送のみに使用している場合は除いてください。
 - 乗用自動車：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員10人以下のものをいいます。
 - バス：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員11人以上のものをいいます。
- リースで借りている自動車についても保有台数に含めてください。

14 土地・建物の所有の有無

- 国内で企業として所有している土地・建物の有無について、それぞれ該当する番号を○で囲んでください。なお、借地、借家や関連会社名義となっている土地・建物は含めません。

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

17 (1) 年間商品販売額

- 第1面の **11** 欄「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「⑤小売の商品販売額」の内訳について、同封の『**分類表（卸売業、小売業）**』の**1ページ（卸売商品分類一覧）**又は**8ページ（小売商品分類一覧）**の中から、年間商品販売額が多い順に分類番号、分類表の商品名及び販売金額（年間）を記入し、卸売・小売の別を○で囲んでください。(商品券、プリペイドカード、切手等の販売額は除きます。)
- 取扱商品がどの分類に該当するか不明の場合は、同封の『**分類表（卸売業、小売業）**』の**2～7ページ（卸売商品の内容例示）**又は**9～13ページ（小売商品の内容例示）**の例示を参照してください。
※同じ商品であっても、「**卸売商品**」と「**小売商品**」では**分類番号**及び**商品名**が異なります。
- 「**受託販売**」を行っている場合は、手数料ではなく顧客から受け取った金額を記入してください。
- 代理・仲立手数料は、販売金額には含めず、「(2) 商品売買に関する仲立手数料収入」に記入してください。

17 (2) 商品売買に関する仲立手数料収入

- 「(2) 商品売買に関する仲立手数料収入」には、他の事業所のために卸売業の商品売買の代理行為や仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行っている場合に、その取引の代理、仲立行為から得た手数料を記入してください。
- DPE（現像・焼付・引伸）、宅配便取次など取引業者からの受取手数料は含めません。
- 金額での記入ができない場合は、第1面の **11** 欄「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「⑤小売の商品販売額」の**合計金額を100（％）とした割合（小数点以下四捨五入）**で記入してください。金額で記入可能な場合は、割合の記入は不要です。

17 (3) 卸売販売額に占める国外販売（直接輸出）の割合

- 「**国外販売（直接輸出）**」とは、自社（自分）名義で通関手続きを行った輸出をいいます。代理・仲立手数料を除いた卸売の年間商品販売額に占める割合を記入してください。

17 年間商品販売額等

- 令和2年1月から12月までの1年間（この期間で記入できない場合は、令和2年を最も多く含む決算期間）の商品販売額、商品売買に関する仲立手数料収入及び卸売販売額に占める国外販売（直接輸出）の割合について記入してください。
- 金額は万円未満を四捨五入で記入し、金額で記入できない場合は、第1面の **11** 欄「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」と「⑤小売の商品販売額」の合計値を100（％）（分母）として、それぞれの項目の占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

(1) 年間商品販売額

第1面の **11** 欄「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「⑤小売の商品販売額」の内訳について、同封の『**分類表（卸売業、小売業）**』の中から、**年間商品販売額が多い順に**、分類番号、商品名、販売金額を記入し、卸売・小売の別を○で囲んでください。
なお、代理・仲立手数料は、「(2) 商品売買に関する仲立手数料収入」欄に記入してください。

順位	分類番号	分類表の商品名	販売金額（年間）						又は割合（％）
			千億	百億	十億	億	千万	百万	
第1位	5 8 6 3 1	パン（製造小売） （卸売 ○ 小売 ○)					6 0 0 0	0,000	
第2位	5 8 9 5 1	料理品（他から仕入れたもの又は作り置きのもの） （卸売 ○ 小売 ○)					5 4 0 0	0,000	
第3位	5 2 1 2 1	雑穀・豆類 （卸売 ○ 小売 ○)					2 5 0 0	0,000	
第4位	5 8 9 3 1	飲料（牛乳を除く・茶類飲料を含む） （卸売 ○ 小売 ○)					6 0 0 0	0,000	
第5位	5 8 9 4 1	茶類（葉、粉、豆などのもの） （卸売 ○ 小売 ○)					6 0 0 0	0,000	
第6位	5 8 9 2 1	牛乳 （卸売 ○ 小売 ○)					5 0 0 0	0,000	
第7位	5 8 9 9 2	乳製品 （卸売 ○ 小売 ○)					3 0 0 0	0,000	
第8位	5 8 6 2 1	菓子（非製造小売） （卸売 ○ 小売 ○)					1 2 0 0	0,000	
第9位	5 8 9 9 9	他の飲食料品 （卸売 ○ 小売 ○)					1 0 0 0	0,000	
第10位	6 0 2 3 1	陶磁器・ガラス器 （卸売 ○ 小売 ○)					1 0 0 0	0,000	
第11位	5 8 9 6 1	米穀類 （卸売 ○ 小売 ○)					5 0 0 0	0,000	
第12位	5 8 9 8 1	乾物 （卸売 ○ 小売 ○)					5 0 0 0	0,000	
第13位		（卸売・小売）						0,000	
第14位		（卸売・小売）						0,000	
第15位		（卸売・小売）						0,000	

(2) 商品売買に関する仲立手数料収入

該当する番号を○で囲み、「1」ある場合は、その収入金額を記入してください。

仲立手数料収入の有無	収入金額（年間）						又は割合（％）
	千億	百億	十億	億	千万	百万	
① ある → ② ない					1 0 0	0,000	

(3) 卸売販売額に占める国外販売（直接輸出）の割合

代理・仲立手数料を除いた卸売の年間商品販売額に占める「国外販売（直接輸出）」の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

国外販売 （直接輸出）	割合
	2 %

（「国外販売（直接輸出）」とは、自社（自分）名義で通関手続きを行って国外に商品を出した場合はいいます。）

18 その他の事業収入額

- 第1面の **11** 欄のうち、「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「⑤小売の商品販売額」以外に売上（収入）があり、同封の『**分類表（卸売業、小売業）**』の中に該当するものがある場合は、金額の多い順に分類番号、事業内容及び売上（収入）金額を記入してください。(万円未満四捨五入)
- 金額で記入できない場合は、**10** 欄「①売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

順位	分類番号	事業内容	売上（収入）金額（年間）						又は割合（％）
			千億	百億	十億	億	千万	百万	
第1位	0 7 0 0 8	住宅賃貸サービス（1か月未満）					2 7 0	0,000	
第2位	0 7 0 0 9	非住宅用建物賃貸サービス（収納スペース賃貸サービス・会議室・ホール等賃貸サービスを除く）					2 1 0	0,000	
第3位	0 7 0 2 0	屋外広告スペース提供サービス					1 0 0	0,000	

17 (1) 年間商品販売額

- 金額での記入ができない場合は、第1面の **11** 欄「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「⑤小売の商品販売額」の**合計金額を100（％）とした割合（小数点以下四捨五入）**で記入してください。金額で記入可能な場合は、割合の記入は不要です。

18 その他の事業収入額

- 第1面の **11** 欄のうち、「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「⑤小売の商品販売額」以外に売上（収入）があり、同封の『**分類表（卸売業、小売業）**』の**14ページ「その他の事業収入額」**の中に、該当するものがある場合は、**金額の多い順に「分類番号」、「収入の種類」及び「売上（収入）金額（年間）」**を記入してください。(分類表上の「収入の種類」の内容を **18** 欄の「事業内容」部分に転記してください。)
- 金額での記入ができない場合は、第1面の **10** 欄「①売上（収入）金額」を**100％とした割合（小数点以下四捨五入）**で記入してください。金額で記入可能な場合は、割合の記入は不要です。

〈「18 その他の事業収入額」の該当例〉

- 自店内のテナントからの店舗貸収入⇒【07009】非住宅用建物賃貸サービス
- 自家用倉庫を他に賃貸している収入⇒【07009】非住宅用建物賃貸サービス
- 時計やメガネの修理⇒【19000】自動車整備、産業用機械・その他各種機械の保守・修理サービス

※店内での飲食提供、レンタカー収入、自動販売機設置のベンダーからの手数料収入、駐車場の収入など、分類表14ページに記載されていない収入は、**18** 欄には記入不要です。

19 商品売上原価

19 商品売上原価 令和2年1月から12月までの1年間の商品売上原価(年間商品販売額に対する仕入原価)を記入してください。(万円未満四捨五入)

千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
			9	5	7	8	0,000	

- 年間商品販売額に対する仕入原価を記入してください。
- ただし、小売販売額のうち製造小売については、対応する製造原価を記入してください。

●商品売上原価は、年初在庫額（期首商品棚卸高）＋当年仕入額（当期商品）－年末在庫額（期末商品棚卸高）により計算してください。

20 年初及び年末商品手持額

20 年初及び年末商品手持額 令和2年の年初及び年末現在で、販売目的で保有しているすべての手持商品額（在庫額）を記入してください。(万円未満四捨五入) 記入困難な場合は、令和2年を最も多く含む決算期間の決算日又は棚卸日で記入してください。

	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
年初商品手持額							2	0	0,000
年末商品手持額							2	4	0,000

- 原則として仕入れた際の実価（困難な場合は時価）で記入してください。
- その場で製造し小売をする（製造小売）商品については、その原材料及び半製品を含めます。
- 営業用倉庫、他の場所にある自家用倉庫、物置場などに保管してある商品なども含めます。
- 商品手持額が無い（商品の在庫を持たない）場合は、0（ゼロ）を記入してください。

- 令和2年年初及び年末現在に、販売の目的で保有しているすべての手持商品額を記入してください。令和2年年初及び年末現在にすることが困難な場合は、令和2年を最も多く含む決算期間の決算日又は棚卸日現在により記入してください。
- 営業用倉庫及び他の場所にある自家用倉庫、物置場などに保管してある商品、あるいは買い入れた商品が輸送中又は売手の手元にある場合、また、試用販売のため、一般家庭などで試用中の商品なども商品手持額に含めます。
- 他の事業所から販売を委託されている商品（受託品）は商品手持額に含め、他の事業所へ販売を委託している商品（委託品）は商品手持額に含めません。なお、受託品の手持額の評価は、販売価格から手数料を差し引いた価格によります。

21 小売販売額の商品販売形態別割合

21 小売販売額の商品販売形態別割合 第1面の11欄「事業別売上（収入）金額」のうち「⑤小売の商品販売額」について、商品販売形態別の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

①店頭販売	②訪問販売	③通信・カタログ販売(インターネット以外)	④インターネット販売	⑤自動販売機による販売	⑥その他	合計
80			14	6		100%

- ご用聞きによる販売は、「店頭販売」に含めます。
- 共同購入方式、新聞・牛乳などの月極販売は、「その他」に含めます。

- 商品販売形態別の割合について、第1面の11欄「事業別売上（収入）金額」のうち「⑤小売の商品販売額」を100（％）とし、その内訳を整数で記入してください。
- 自動車等の移動店舗やご用聞きによる販売は、「店頭販売」に含めます。
- 「訪問販売」とは、セールスマン、セールスレディ等が消費者の家庭などを訪問して商品を販売したものです。仮設会場での展示販売も含めます。
- 「通信・カタログ販売（インターネット以外）」とは、テレビ、ラジオ、カタログ等を用いて宣伝を行い、消費者から郵便、電話、FAXなどの通信手段により購入の申し込みを受けて商品を販売したものです。（インターネットでの申し込み受付、販売は除きます。）
- 「インターネット販売」とは、インターネットにより購入の申し込みを受けて商品を販売したものです。
- 「自動販売機による販売」とは、この事業所が管理している自動販売機により商品を販売したものです。
- 生活協同組合などの共同購入方式、新聞、牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売したものは、「その他」とします。

22 セルフサービス方式の採用

22 セルフサービス方式の採用 該当する番号を○で囲んでください。

①	セルフサービス方式を採用している(売場面積の50%以上)
②	採用していない

セルフサービス方式とは、当該事業所の売場面積の50%以上について次の三つの条件を兼ね備えている場合をいいます。
① 客が値札等により各商品の値段が分かるような表示方法をとっていること
② 店に備え付けられている買い物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること
③ 売り場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること

【セルフサービス方式に該当する例】
総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ(100円ショップなど) など

- 「1セルフサービス方式を採用している」とは、この事業所の売場面積の50%以上について、次の三つの条件を兼ね備えている場合をいいます。
①消費者が値札等により各商品の値段がわかるような表示方法をとっていること
②お店に備え付けられている買い物かご、ショッピングカート、トレーなどにより、消費者が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること
③売り場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、消費者が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること
- セルフサービス方式に該当する例（○）、該当しない例（×）については、下表を参照してください。

セルフサービス方式についての主な例

○ セルフサービス方式に該当する例	× セルフサービス方式に該当しない例
対面販売を必要としない形態	百貨店や、商店街にある従来型の店舗形態の事業所 対面販売を中心とした事業所
○ 総合スーパー ○ 専門スーパー(衣料品スーパー) (食料品スーパー) (住関連スーパー) ○ コンビニエンスストア ○ ドラッグストア ○ ホームセンター ○ ワンプライスショップ(100円ショップなど) ○ 大型カー用品店	〈各種商品小売業〉 × 百貨店(デパート)、専門店 × 呉服店、寝具店、げた・草履店、かばん・袋物店 〈飲食料品小売業〉 × 米穀店、八百屋、食肉店、牛乳販売店、お茶屋、乾物屋、和・洋菓子店、豆腐店 〈機械器具小売業〉 × 自動車販売店、二輪自動車店、自転車店 × 家庭用電器店(家電量販店を含む) 〈その他の小売業〉 × 家具店、建具店、ふすま・障子店、畳店、仏具・神具店、陶磁器・ガラス製品店、化粧品店、ガソリンスタンド(セルフ給油を含む)、楽器店、テレビゲーム・ゲームソフト店、カメラ店、時計店、眼鏡店、たばこ店、骨とう品店、宝石店、ペットショップ

● 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

23 売場面積

23 売場面積

単位は、平方メートル（1坪＝3.3㎡換算）で記入してください。（小数点以下四捨五入）

十	万	万	千	百	十	一
					3	3
						109

平方メートル（㎡）

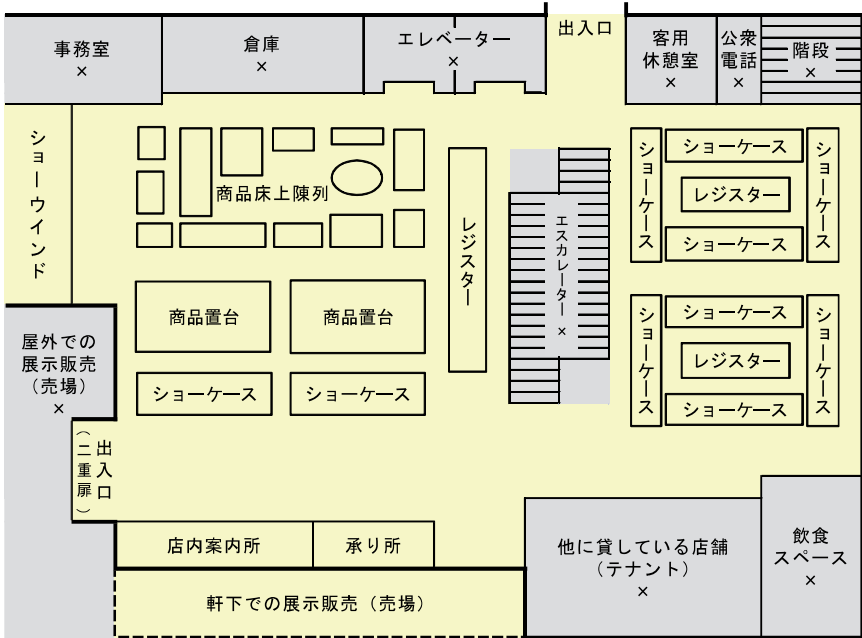
- 商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積を記入してください。
- 店頭販売を行っていない事業所（訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売、自動販売機による販売）は、0（ゼロ）を記入してください。

●商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積を平方メートル単位で記入してください。敷地面積ではありません。

●自動車等の移動店舗の場合は、荷台等の商品を陳列している場所を売場面積とします。

●以下の事業所は、「0」と記入してください。

ガソリンスタンド、自動車小売業（新車・中古車）、牛乳小売業（宅配専門）、新聞小売業（宅配専門）、畳小売業、建具小売業、店頭販売を行っていない事業所（訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売、自動販売機のみによる販売など）



売場面積に含めるもの

- 他から借りている店舗（テナント）及び売場
- 建物に付属して柱を建てて、隣との境界を板囲い（衝立、植木）等で明確に仕切って、付属売場として拡張使用しているスペース

売場面積に含めないもの

- × 飲食スペース、屋外展示場、配送所、階段、エレベーター、エスカレーター、休憩室、事務室、倉庫等
- × 他に貸している店舗（テナント）及び売場
- × 商品を製造するための作業所（ただし、作業所と売場が分離できない場合は、便宜上売場を含む）
- × 薬局の調剤室
- × 住宅併用店舗における専ら生活のために使用している場所

24 営業時間

24 営業時間

該当する番号を○で囲んでください。

「1 開店時刻及び閉店時刻がある」場合は、通常の開店時刻及び閉店時刻を12時間制で記入してください。

① 開店時刻及び閉店時刻がある（24時間営業以外）

<開店時刻> 午前 07 時 00 分 ~ 午後 05 時 00 分

② 終日営業（24時間営業）

【記入例：営業時間が午前10時30分から深夜0時30分までの場合】

<開店時刻> 午前 10 時 30 分 ~ 午後 00 時 30 分

- 正午は午後00時00分、夜中の0時は午前00時00分になります。
- 訪問販売については、販売員などの出店・帰店時間を記入してください。
- 通信・カタログ販売、インターネット販売の場合は、従業員の勤務時間を記入してください。

●牛乳小売業（宅配専門）、新聞小売業（宅配専門）は、記入する必要はありません。

●通信販売、インターネット販売については従業員の勤務時間、訪問販売については販売員などの出店・帰店時刻とします。

●この事業所が管理している自動販売機の稼働時間は営業時間とはせず、この事業所の営業時間を記入してください。

25 店舗形態

25 店舗形態

この事業所の店舗形態について、該当するものがある場合は、番号を一つだけ○で囲んでください。

① コンビニエンスストア ② ドラッグストア ③ ホームセンター

●該当する店舗形態がない場合は、○囲みする必要はありません。

●コンビニエンスストアとは、飲食料品を中心に、セルフサービス方式により小売する事業所で、売場面積が小さく、24時間又は長時間営業を行う事業所をいいます。

●ドラッグストアとは、医薬品、化粧品を中心にセルフサービス方式により小売する事業所で、「一般用医薬品（医師の処方箋を必要としないもの）」を販売している事業所をいいます。ドラッグストアには、調剤薬局を併設をしている場合も含めます。

●ホームセンターとは、家庭用品、園芸用品、電気機械器具、家具・収納用品、建築材料などの住関連商品を総合的、系統的に品揃えし、セルフサービス方式により小売りする事業所で、「金物」、「荒物」、「苗・種子」のいずれかを扱っている事業所をいいます。

備考

備考

・令和2年4月から5月までコロナウィルス対応のため営業時間短縮

●令和2年に休業期間や売場面積の変更があった場合など、事業や販売活動について通常と異なることがあれば記入してください。

調査票へのご記入ありがとうございました。

調査票を提出する前に、記入漏れや記入誤りがないか、
最後にもう一度、ご確認ください。

令和3年経済センサス - 活動調査 コールセンターのご案内

問い合わせ内容に応じ、専用の窓口をご用意しています。
おかけ間違いのないよう、お願いいたします。

例えば

調査票の記入方法など
調査全般について

- 調査票の記入のしかたについて
- 調査事項について
- 調査の概要について
- 回答内容の保護について

0120-555-097

※IP電話などフリーダイヤルに接続できない場合
(通話料は無料です) 03-5200-5858 (有料)

例えば

インターネット
回答について

- ログインできない場合
- 初期のログイン時に変更した「パスワード」を忘れてしまった場合
- 電子調査票の操作方法について

0120-151-280

※IP電話などフリーダイヤルに接続できない場合
(通話料は無料です) 03-5200-5860 (有料)

例えば

分類表について

- 分類表の見方について
- 品目の選び方について

0120-565-503

※IP電話などフリーダイヤルに接続できない場合
(通話料は無料です) 045-522-2426 (有料)

受付時間

〈平日〉
午前 9 時
～
午後 6 時

〈令和3年経済センサス - 活動調査 実施事務局〉

(<https://www.e-census.go.jp/>)

経済センサス 実施事務局

検索

紙ヘリサイクル可

経済センサス - 活動調査をよそおった不審な訪問者や電話・電子メールにご注意ください